

- [問 6] 労働基準法に定める年次有給休暇に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 労働基準法第 39 条に定める年次有給休暇の趣旨は労働者の心身のリフレッシュを図ることにあるため、使用者は少なくとも年に 5 日は連続して労働者に年次有給休暇を付与しなければならない。
- B 労働者の時季指定による年次有給休暇は、労働者が法律上認められた休暇日数の範囲内で具体的な休暇の始期と終期を特定して時季指定をし、使用者がこれを承認して初めて成立するとするのが最高裁判所の判例である。
- C 年次有給休暇の時間単位での取得は、労働者の多様な事情・希望に沿いながら年次有給休暇の消化率を高める効果を持ち得るものであるため、労働基準法第 39 条第 4 項所定の事項を記載した就業規則の定めを置くことを要件に、年 10 日の範囲内で認められている。
- D 労働基準法第 39 条第 6 項に定める年次有給休暇の計画的付与は、当該事業場の労使協定に基づいて年次有給休暇を計画的に付与しようとするものであり、個々の労働者ごとに付与時期を異なるものとすることなく、事業場全体で一斉に付与しなければならない。
- E 年次有給休暇を労働者がどのように利用するかは労働者の自由であるが、使用者の時季変更権を無視し、労働者がその所属の事業場においてその業務の正常な運営の障害を目的として一斉に休暇届を提出して職場を放棄する場合は、年次有給休暇に名をかりた同盟罷業にほかならないから、それは年次有給休暇権の行使ではない。

第42回(平成22年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準 本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。 ① 選択式試験は、総得点 23 点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、健康保険法、厚生年金保険法及び社会保険に関する一般常識は 2 点以上、国民年金法は 1 点以上）である者 ② 択一式試験は、総得点 48 点以上かつ各科目 4 点以上である者 ※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。 (2) 配点 ① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計 40 点満点とする。 ② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目 10 点満点、合計 70 点満点とする。															
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 試験問題の正答

試験科目 \ 出題形式	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑨	⑦	⑤	⑮	⑭	C	D	C	E	A	E	D	B	E	D